

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 浅草寺病院

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を發揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間等

(1) 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

(2) 計画の見直し

行動計画は、期間中における人事制度の改正、職員からの要望等に応じて弾力的に変更できるものとする。

2. 行動計画に掲げる目標と取組内容について

(1) 職員全体の一月当たりの平均時間外労働時間を8時間以内とする。

時間外労働の減少を目指し、帰宅しやすい職場環境を構築する。

(2) 職員全員の年次有給休暇の取得率65%以上とする。

ワークライフバランスのとれた働き方をめざし、有給休暇取得促進を推奨して年次有給休暇が取得しやすい職場環境を整える。

3. 当法人における女性活躍の現状に関する情報（令和3年実績）

項目	令和3年実績
採用した労働者に占める女性労働者の割合	72.5%
男女の平均継続勤務年数の差異	女性 7.8年 男性 8.8年
管理職に占める女性労働者の割合	40.0%
労働者の各月ごとの平均残表時間数等の労働条件	8.9時間

令和4年4月1日 策定